

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年12月12日受付分)

名称

特定非営利活動法人Cielo

縦覧期間

令和7年12月12日(金)から
令和7年12月26日(金)まで

特定非営利活動法人 Cielo 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Cielo という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加東市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人々に対して、自立支援及び地域生活支援に関する事業を行い、その有する能力及び適性に応じた生活を営めるよう支援すると共に、あわせて健常者との交流を進めることで両者間の精神的、物理的障壁を取り除き、もってすべての人々が心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 障害児通所支援事業
- (4) 障害児相談支援事業
- (5) 地域生活支援事業
- (6) 児童育成支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事の中より理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理

事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会員の除名

(8) 入会金及び会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において決定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 渡邊 尚樹
理事 後藤 高広
理事 足立 和也
監事 高見 大介

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 9 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 入会金 0 円
- (2) 年会費 5,000 円

賛助会員

- (1) 入会金 2,000 円
- (2) 年会費 3,000 円

2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Cielo

1 事業実施の方針

中心事業である就労継続支援 B 型事業所及び生活介護事業、並びに放課後等デイサービス事業の安定化とサービス向上を引き続き図りつつ、相談支援事業を通じた地域貢献についても継続する。

令和 6 年度に移転を完了した生活介護事業所 Misola は、新施設での運営を順調に開始し、利用者様が安心して通所できる環境が整えることができた。生活介護事業及び放課後等デイサービス事業の利用者（児）においては、現在の利用時間を超えたニーズがあることから、地域生活支援事業として日中一時を開始する予定としている。また、前年度より進めてきた新事業の展開について、多可事業所では不登校児童の両親その他関係者を対象にした相談活動を皮切りに多可町と連携し、総合的な児童育成支援事業を進める計画となり、次年度開始に向けて具体的な協議を開始した。今後も、地域に根ざした福祉事業を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施場所	対象者	収益見込(千円)
(1) 障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業 生活介護事業	週 5 日	加東市 小野市	加東市及び周辺 市町村の障害者	117,000
(2) 障害者相談支援事業	計画相談支援事業	週 5 日	加東市	加東市及び周辺 市町村の障害者	1,500
(3) 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス 事業	週 5 日	加東市	主に加東市内の 障害児	18,000
(4) 障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	週 5 日	加東市	主に加東市内の 障害児	800
(5) 地域生活支援事業	日中一時	今年度は 準備	加東市	主に加東市内の 障害者（児）	0
(6) 児童育成支援事業	児童育成支援拠点事業	今年度は 準備	多可町	多可町及び周辺 市町の児童	0

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5 月

②理事会 年 3 回 その他必要に応じて

(2) 事務局体制

事務局長 渡邊尚樹

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人Cielo

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員の会費・入会金	50,000		
賛助会員の会費・入会金	0	50,000	
2 事業収入			
(1)障害福祉サービス事業	117,000,000		
(2)障害者相談支援事業	1,500,000		
(3)障害児通所支援事業	18,000,000		
(4)障害児相談支援事業	800,000		
(5)地域生活支援事業	0		
(6)児童育成支援事業	0	137,300,000	
3 寄付金収入			
寄付金	10,000	10,000	
4 補助金・助成金収入			
助成金	8,000,000	8,000,000	
経常収入合計			145,360,000
II 支出の部			
1 事業費			
(1)障害福祉サービス事業	107,000,000		
(2)障害者相談支援事業	3,000,000		
(3)障害児通所支援事業	16,000,000		
(4)障害児相談支援事業	1,500,000		
(5)地域生活支援事業	0		
(6)児童育成支援事業	0	127,500,000	
2 管理費			
給料手当	2,400,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	20,000		
消耗什器備品費	0		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	150,000		
賃借料	120,000		
保険料	10,000		
雑費	500,000	3,350,000	
経常支出合計			130,850,000
経常収支差額			14,510,000
III その他資金収入の部			
1 長期借入金収入			
借入金	0	0	
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
1 長期借入金支出			
借入金返済	5,000,000	5,000,000	
			5,000,000
2 予備費			
予備費	0	0	
その他資金支出合計			0
その他資金収支差額			-5,000,000
当期収支差額			9,510,000
前期繰越収支差額			124,940,116
次期繰越収支差額			134,450,116

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Cielo

1 事業実施の方針

引き続き地域に根差した福祉事業の展開に注力する。今年度より地域生活支援事業及び児童育成支援事業を開始し、更に地域のニーズを汲みながら、地域資源を活かしつつ困りごと解決を進めていく。引き続き、中心事業である就労継続支援 B 型事業所及び生活介護事業、並びに放課後等デイサービス事業の安定化とサービス向上を引き続き図りつつ、相談支援事業を通じた地域貢献についても継続する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施場所	対象者	収益見込(千円)
(1) 障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業 生活介護事業	週 5 日	加東市 小野市	加東市及び周辺 市町村の障害者	120,000
(2) 障害者相談支援事業	計画相談支援事業	週 5 日	加東市	加東市及び周辺 市町村の障害者	1,500
(3) 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス 事業	週 5 日	加東市	主に加東市内の 障害児	20,000
(4) 障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	週 5 日	加東市	主に加東市内の 障害児	800
(5) 地域生活支援事業	日中一時	週 5 日	加東市	主に加東市内の 障害者（児）	480
(6) 児童育成支援事業	児童育成支援拠点事業	週 5 日	多可町	多可町及び周辺 市町の児童	8,000

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5 月

②理事会 年 3 回 その他必要に応じて

(2) 事務局体制

事務局長 渡邊尚樹

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人Cielo

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員の会費・入会金	50,000		
賛助会員の会費・入会金	0	50,000	
2 事業収入			
(1)障害福祉サービス事業	120,000,000		
(2)障害者相談支援事業	1,500,000		
(3)障害児通所支援事業	20,000,000		
(4)障害児相談支援事業	800,000		
(5)地域生活支援事業	480,000		
(6)児童育成支援事業	8,000,000	150,780,000	
3 寄付金収入			
寄付金	10,000	10,000	
4 補助金・助成金収入			
助成金	8,000,000	8,000,000	
経常収入合計			158,840,000
II 支出の部			
1 事業費			
(1)障害福祉サービス事業	110,000,000		
(2)障害者相談支援事業	3,000,000		
(3)障害児通所支援事業	17,000,000		
(4)障害児相談支援事業	1,500,000		
(5)地域生活支援事業	360,000		
(6)児童育成支援事業	7,000,000	138,860,000	
2 管理費			
給料手当	2,400,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	20,000		
消耗什器備品費	0		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	150,000		
賃借料	120,000		
保険料	10,000		
雑費	500,000	3,350,000	
経常支出合計			142,210,000
経常収支差額			16,630,000
III その他資金収入の部			
1 長期借入金収入			
借入金	0	0	
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
1 長期借入金支出			
借入金返済	5,000,000	5,000,000	
			5,000,000
2 予備費			
予備費	0	0	
その他資金支出合計			0
その他資金収支差額			-5,000,000
当期収支差額			11,630,000
前期繰越収支差額			134,450,116
次期繰越収支差額			146,080,116